

通所サービス 重要事項説明書

通所リハビリテーション 重要事項説明書

<令和 年 月 日現在>

お客様に対する通所リハビリテーションの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者がお客様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 法人概要

事業者名称	医療法人社団 小国医院
主たる事務所の所在地	香川県仲多度郡まんのう町四條777番地
法人種別	医療法人社団
代表者名	小国 孝
電話番号	0877-75-2317

2. 事業所概要

ご利用事業所の名称	通所リハビリテーション 百百の家
指定番号	3771600107
管理者	小国 孝
所在地	香川県仲多度郡まんのう町四條777番地
電話番号	0877-75-2373

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	医療法人社団小国医院が設置する通所リハビリテーション「百百の家」(以下「事業所」という。)において実施する指定通所リハビリテーション事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定通所リハビリテーションの円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定通所リハビリテーションを提供を確保することを目的とする。
-------	--

運営の方針	<p>1 指定通所リハビリテーションにおいては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う事により、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。</p> <p>2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>3 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。</p> <p>4 利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。</p> <p>5 利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。</p> <p>6 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。</p>
-------	---

4. 事業所の職員体制

職種	員数	勤務の体制
医師（管理者）	1名	常勤・兼務
理学療法士	1名	常勤・兼務
経験看護師等	1名	常勤・兼務
介護職員	6名	常勤・兼務

5. 営業日及びサービス提供時間

営業日及び 営業時間	月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律に規定する日、年末年始を除く）、8時から17時まで
サービス提供時間	9時～16時15分

6. 利用者の定員

	月	火	水	木	金
1単位 (人)	10	10	10	10	10
2単位 (人)	10	10	10	10	10
3単位 (人)	10				10

7. サービスの内容

リハビリテーション	通所リハビリテーション計画に基づき、理学療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより利用者の心身の機能の維持回復に努めます。
-----------	--

食事	栄養と利用者の状況に配慮した食事を提供します。 状況に応じて粥食や刻み食にも対応します。 介助が必要な方には担当職員が個々に対応します。 可能な範囲で嗜好の相談に応じます。 食事サービスの利用は任意です。
入浴	入浴又は清拭を行います。 介助が必要な方には担当職員が個々に対応します。 入浴サービスの利用は任意です。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
生活指導	利用者の生活面での指導・援助を行います。 各種レクリエーションを実施します。
健康チェック	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
相談及援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。
送迎	ご自宅から施設までの送迎を行います。

8. 事業の実施地域

事業の実施地域	まんのう町、琴平町、善通寺市、丸亀市綾歌町
※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。	

9. 利用料金

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割または2割または3割が利用者の負担額となります。但し、支給限度額を超える場合は全額負担となります。お客様の利用者負担額については、サービス内容説明書に記載します。

10. 緊急時の対応

サービス提供中に病状の急変等があった場合は、速やかに管理者、主治医、救急隊、緊急連絡先（ご家族等）へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

(1) 利用者・家族への対応

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者の家族、介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

なお、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償責任を行います。（当事業所はあいおい損保会社と損害賠償保険契約を結んでおります。）

(2) 行政機関への報告

重大な事態が発生した場合、速やかに行政機関（市町村等）への報告を行います。

12. 非常災害対策

- (1) 事業者は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- (2) 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

1 3. 衛生管理等

- (1) 事業所は、使用する備品を清潔にし保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるなど、常に密な連携に努めます。

1 4. 個人情報の保護

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

1 5. 秘密保持

サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

ただし、介護保険事業により利用者の介護に関する事業者間の連絡調整のため開催されるサービス担当者会議において必要がある場合は、限定的な範囲で利用者及びその家族の個人情報を提供することができますので、あらかじめご了承下さい。なお、この場合も全ての関係者に守秘義務がありますのでご安心下さい。

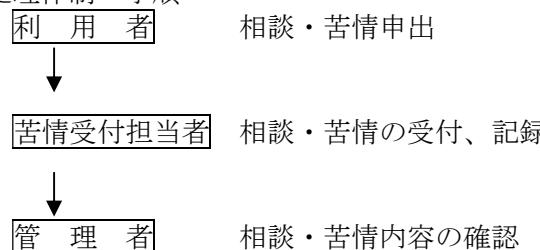
1 6. サービス内容に関する苦情

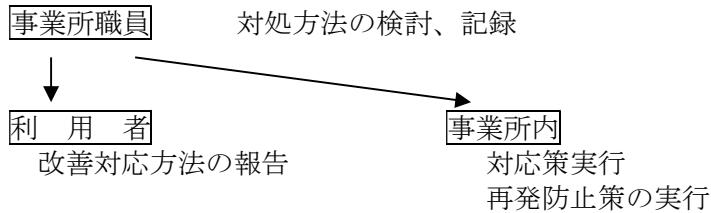
- (1) 当事業所の相談申立窓口

当事業所に対する苦情やご相談は下記の窓口で受け付けております。

ご利用者ご相談窓口	窓口責任者 曽根京子 電話 0877-75-2373 受付時間 月曜日～金曜日（日祝日を除く） 8：00～17：00
-----------	---

- (2) 苦情処理体制・手順





(3) その他

各市町村および国民健康保険団体連合会等の窓口にても受け付けております。

行政機関その他受付機関	住所	電話番号
まんのう町福祉保険課	まんのう町吉野下430	0877-73-0125
琴平町住民福祉課	琴平町榎井817-10	0877-75-6706
丸亀市高齢者支援課	丸亀市大手町2丁目4番21号	0877-24-8831
善通寺市高齢者課	善通寺市文京町二丁目1番1号	0877-63-6331
国民健康保険団体連合会 介護保険課	高松市福岡町2丁目3-2	087-822-7453

17. 虐待の防止

(1) 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

②虐待の防止のための指針を整備しています。

③従業者の対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施しています。

④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

虐待の防止に関する責任者	理事長 小国 孝
--------------	----------

(2) 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は利用者の家族等による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報いたします。

18. 身体拘束について

(1) サービス提供に当たり、利用者又または他の利用者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その事由を利用者及び家族の同意を得た上で実施します。

(2) 事業所は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を隨時開催するなど、身体拘束廃止の取り組みをします。

(3) 身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修を定期的に行います。

19. 業務継続計画

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

20. サービス利用に当たっての留意事項

- * 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご使用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- * 施設内及び敷地内での飲酒・喫煙はお断りさせていただきます。
- * 所持金品は、自己の責任で管理してください。貴重品の持ち込みはご遠慮ください。万が一紛失された場合の責任は負いかねます。
- * 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- * 暴力行為や誹謗・中傷など他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- * 職員や利用者に対する性的な言動（いわゆるセクハラ）はご遠慮ください。
- * 感染の恐れのある方や体調がすぐれないなど、通所が適切でないと判断された方は通所をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。
- * 台風や大雪など自然災害のためサービス提供が困難と判断された場合は、速やかにご利用者様及びご家族様にご連絡させていただきます。

～ 以上の点が守られない場合や、事業所側が不適切であると判断した場合、ご利用をお断りする場合もありますのであらかじめご了承ください。～

サービス内容説明書

～通所リハビリ 百百の家～

当事業所が、あなたに提供するサービスは以下の通りです。

1. 提供するサービス

通所リハビリテーション

ご利用日：毎週（月、火、水、木、金）曜日

- ① このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- ② サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし分からぬことがあったら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問してください。
- ③ サービスの提供にあたっては、常にあなたの病状、心身の状況及び置かれている環境を把握し、適切なサービスを提供するように致します。特に、認知症の状態にある方については、必要に応じ、その特性に対応したサービスを提供できる体制を整えます。

2. 通所リハビリテーション計画

- ① 当事業所では、通所リハビリテーションサービスの提供にあたる医師などの従業者が、診療又は運動機能検査、作業能力検査等をもとに、共同してあなたの心身の状況、御希望及びその置かれている環境にあわせて、リハビリテーションの目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した通所リハビリテーション計画を作成します。
- ② この通所リハビリテーション計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、それに沿って作成するものとします。

3. 送迎に関する説明

安全で、円滑な送迎を提供させていただくに当たり、今一度ご利用者様・ご家族の皆様に当施設の運営規定を理解していただき、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

- ① 原則として、玄関の中までのお迎え・玄関の中までのお送りをいたします。
- ② 季節により、暑かったり寒かったりと、身体に及ぼす影響はさまざまです。自宅の中でお待ちいただきますようお願いいたします。
- ③ 交通事情等で、10分以上到着時間が遅れる場合は、施設より電話いたします。
10分以内の遅れはご容赦くださいませ。
- ④ 乗車中は、シートベルトを着用してください。
- ⑤ 送迎職員到着後、体調不良を除き、準備等ができていない場合は、長時間待つことができません。他の利用者様にもご迷惑をかけてしまうこととなります。その点をご理解くださいり、ご本人・ご家族のご協力をお願いします。
但し、身体的・環境的等の諸事情がある場合は、ご本人・ご家族様と話し合いを行い、居宅内介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等）が必要と認められた方に関しては、居宅サービス計画及び個別サービス計画に位置付けた上で介助させていただくことがあります。
- ⑥ ご本人・ご家族様により送迎をされた場合は、通常の利用料より片道47円差し引かさせていただきます。

4. 利用料

各利用者の負担割合（「1割」「2割」「3割」）に応じて費用が異なります。

通所リハビリテーションサービスの利用単位ごとの利用料及びその他の費用は、以下の通りです。

（尚、他の時間帯における利用料につきましては、別途おたずねください）

【基本料金】

【通常規模型通所リハビリテーション費】

〔6時間以上7時間未満〕

（単位 円／日）

	1割	2割	3割
要介護1	715	1,430	2,145
要介護2	850	1,700	2,550
要介護3	981	1,962	2,943
要介護4	1,137	2,274	3,411
要介護5	1,290	2,580	3,870

〔7時間以上8時間未満〕

(単位 円／日)

	1割	2割	3割
要介護 1	762	1,524	2,286
要介護 2	903	1,806	2,709
要介護 3	1,046	2,092	3,138
要介護 4	1,215	2,430	3,645
要介護 5	1,379	2,758	4,137

【加算料金】

(単位 円 / 日)

	1割	2割	3割
入浴介助加算(Ⅰ)	40	80	120

サービス提供体制強化 加算(Ⅲ)	1割	2割	3割
	6	12	18

介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

{通所リハビリテーション費+各種加算} × 6.6% 単位

①高齢者虐待防止措置未実施減算 {所定単位数の1.0%を減算}

②業務継続計画未策定減算 {所定単位数の1.0%を減算}

*①と②に関しては実施できていない場合に減算となります。

但し、②に関しては令和7年4月1日～適用となります。

(現時点では減算の対象外となっております)

※その他、食費として1食当たり600円必要となります。

当事業所は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、通所リハビリテーションのサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業所 住 所 香川県仲多度郡まんのう町四條777

事業所名 通所リハビリテーション 百百の家
代表者名 小国 孝

説明者

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、通所リハビリテーションのサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和　　年　　月　　日

利用者　　住 所
　　　　　　氏名

代理人　　住所
　　　　　　氏名